

入国管理今昔  
～在留資格「特定活動」の大活躍～

平成２６年２月１４日  
行政書士 林 幹

最近、マスコミ報道で「特定活動」という在留資格を目にする機会が多くなった気がする。事実、「特定活動」は大活躍している。平成２５年１２月４日、「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録が決定されたが、平成２５年１２月２７日、農林水産省は、料理専門学校で調理師免許を取得した外国人が、専門学校卒業後も引き続き我が国で日本料理の修行を積むことができるよう、外国人が日本料理店で就労する活動に在留資格「特定活動」を付与するという発表を行った。外国料理の調理師の場合は、「産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動」として在留資格「技能」が、無報酬で日本料理店で修行する場合は、「我が国特有の文化又は技芸について（略）専門家の指導を受けてこれを修得する活動」として在留資格「文化活動」が認められていたが、日本料理店で調理師として就労することを理由に在留資格の付与を受けることはできなかった。

また、政府は、建設業界の人材不足に対応するため、平成２６年１月２９日、外国人労働者の受け入れについて新たな制度を創設する方針を固めたとの報道があった。平成２７年から受け入れができるよう、「特定活動」を活用して、現行の外国人技能実習制度の入国要件を緩和するとのことである（平成２６年１月３０日産経新聞電子版）。平成２３年１月には、医療滞在ビザが創設されたが、これに伴い、我が国の病院にて９０日超の日程で入院治療活動を行なう場合にも「特定活動」が付与されている。

本稿では、在留資格「特定活動」の概観し、なぜ多種多様の活動に対していずれも「特定活動」が付与されているのかを明らかにしたい。

入管法上、「特定活動」は「法務大臣が個々の外国人について次のイから二までのいずれかに該当するものとして特に指定する活動」と規定されている（法別表第１の５）。分かりやすいように以下のとおり整理してみたが、一口に「特定活動」といっても非常に多くの種類があることが分かる。しかも、具体例として記載したのは「特定活動」のすべてではない。

| 分類                                                                                                                | 具体例                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法定特定活動<br>(法別表第1の5のイロハ)                                                                                           | ①特定研究活動<br>②特定研究等事業活動<br>③特定情報処理活動<br>④外国人教授の教育活動                                                                                                                                                                            |
| 告示特定活動<br>(法別表第1の5のニ)<br>※特定活動ニに係る告示に定められている活動                                                                    | ①家事使用人<br>②亜東関係協会職員(台湾の駐日代表事務所職員)<br>③駐日パレスチナ総代表部職員<br>④ワーキングホリデー<br>⑤アマチュアスポーツ選手<br>⑥大学生のインターンシップ(学業等の一環として、我が国の企業等において実習を行う活動)<br>⑦大学生のサマージョブ(休暇中の職業体験)<br>⑧インドネシア、フィリピン人看護師候補者、看護師、介護福祉士候補者、介護福祉士<br>⑨医療滞在<br>⑩高度人材<br>など |
| 告示外特定活動<br>(法別表第1の5のニ)<br>※特定活動ニに係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの | ①出国準備活動<br>②継続就職活動(大学・専門学校卒業後引き続き就活を行なう場合)<br>③就職内定者の継続在留活動<br>④失業に伴う求職活動<br>⑤子の扶養を受ける活動(帰化した者や永住者の高齢の親)<br>など                                                                                                               |

ところで、平成元年改正入管法(平成2年6月1日施行)の前は、在留資格「特定活動」に対応する在留資格として、「4-1-16-3」(当時、在留資格には法文上名称がなかったので、条文番号で呼ばれていた。)があり、「法務大臣が特に在留を認める者」(当時の入管法施行規則2条)として、①日本人、

永住者等の家族で同居を目的とする者、②医師、語学教師等本邦で就職することを認められた者、③各種学校等の生徒などの在留が運用上認められていた。平成元年改正入管法は、①につき、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、②につき、「医療」「人文知識・国際業務」、③につき、「就学」（現在は「留学」という独立の在留資格をそれぞれ与えた。

近年、社会のニーズに基づき、看護師・介護福祉士、医療活動、高度人材、日本料理の調理師、建設労働者（予定）など新しく在留が認められるようになった活動に対して、「特定活動」が付与されている。「特定活動」は法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動であるが、その指定にあたり、法改正はもとより、告示（法務省令）の改正も必須ではないため、通達による運用変更で簡易迅速に対応可能できる利点がある。これが「特定活動」がマスコミ報道で多く取り上げられるようになった理由である。

平成元年改正入管法の立法時、法務省は、在留資格「人文知識・国際業務」「企業内転勤」など、平成元年改正入管法が定める在留資格のいずれにも該当しない場合であっても、「入国を認めることが適当と判断される場合には、『特定活動』の在留資格により法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動のいずれか一を付与することとなる。」としていた（旧運輸省の質問に対する平成元年3月9日法務省回答）。このように、もともと「特定活動」は社会需要に柔軟に対応していくための在留資格として用意されたのである。現行の在留資格を規定した平成元年改正入管法の施行から23年以上経過し、当時は想定されなかった外国人の入国・在留を認める必要性は増している。今後とも多くの活動が「特定活動」の名のもとに認められることになるだろう。

以上